

第33回 旧RD最終処分場問題連絡協議会（書面開催）にいただいた ご意見・ご質問への回答について

■日 時 令和2年6月（書面開催）

■ご意見・ご質問の回答（⇒が県の回答です）

1. 前回の開催結果のまとめについて

① 「ECの水質項目が降雨により一時的に変動する状況が見られ、ガスの発生状況等いろいろな側面から注視していきたい。また、ガスが発生する状態が想定されるようであれば改善する対策を考えていく必要があると考えている、と回答」とあるが、水が入れ替わらなくても、ガスが発生するなど、不具合が出なかったら何もしないという事ですか？ 処分場は浸透水を集めて水処理をして、浄化することとしているのでは？ これに反することはないのでですか？

⇒ 二次対策工事においては、「RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」別紙「二次対策工事基本方針」に基づき、硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するため、場内の浸透水を下流の浸透水貯留層に集めて継続して揚水し、揚水した浸透水は水処理をして浄化し、公共下水道に放流しています。また、掘削した部分に集水管を設置して浸透水の集水を促進しています。

今後は、浸透水等の水位、水質だけでなく、ガスの発生状況等も併せてモニタリングし、二次対策工事の効果を検証していく予定です。

2. 工事等の進捗状況について

① 鉛含有廃棄物土についてで、「・・・参考基準の150mg/kgを超過・・・」とあるが、「・・・参考基準（土壌汚染対策法）の150mg/kgを超過・・・」の事ですか？ 溶け出さなければ、または散乱して触れなければ良いと考えて、粘性土でくるむ処理ですが、地震などで外部に出る事も考えると、150mg/kg以上の良くないものは、せっかく分かったのですから、取り除く事が安心に繋がると考えますが、県としてはいかがですか？（想定外との言い訳になるようなことはないですか。）

⇒ 鉛含有廃棄物土については、第14回旧RD最終処分場問題連絡協議会（平成27年12月）において方針をご説明したうえで、平成28年度に適合確認分析（溶出試験）を再度実施したところ、鉛の溶出量が土壌環境基準値を下回っており埋戻基準に適合していたことから、埋め戻すこととしたものです。

埋め戻しを行うに当たっては、土壌汚染対策法および土壌汚染対策法施行規則において覆土することが定められていますが、これに加えて、遮水性のある粘性土にくるんだ上で、地下水位より高い位置に埋め戻しています。

今後は、日常点検、定期点検、臨時点検を行い、適切に管理を行います。

② 「なお、法面部については、6月よりシート張を実施する予定です。北尾団地側法面については、過去に整備したシートが古くなったため撤去し、モルタル吹付を行います。」で、いつ整備したシートで、シートはどんなシートで、古くなりどんな状態になったのですか？ モルタル吹付はいつ決定したのですか？ ま

たその経緯は？ シートおよびモルタル吹付の耐久年数は？

その他の部分はシートで行なうようですが、モルタル等は工事の妥当性検証後の処置に支障になることはありませんか。

⇒ 北尾団地側法面のシートは平成 26 年 3 月に整備しております。シートはポリ系の繊維シートで古くなると破損し飛散する恐れがあります。

処分場の法面のシートは浸透水貯留槽の容量の関係で遮水する必要があり、また、維持管理のために防草の役割を持たせています。盛土の圧密沈下に対応するために柔軟性のあるシートで計画しております。

北尾団地側法面のシートは施工後 5 年以上経過しており張り替えの必要があること、第 29 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会（令和元年 6 月）において北尾団地自治会からシートのめくれや雑草の繁茂への対応について要望があったこと、施工したシートのたわみも無く圧密沈下が終了していること、これらのことを踏まえモルタル吹付工で施工することにしましたものです。なお、一般的にコンクリート構造物の耐用年数は 50 年とされていますが、モルタル吹付の場合は現場条件により異なるため数値化されていません。

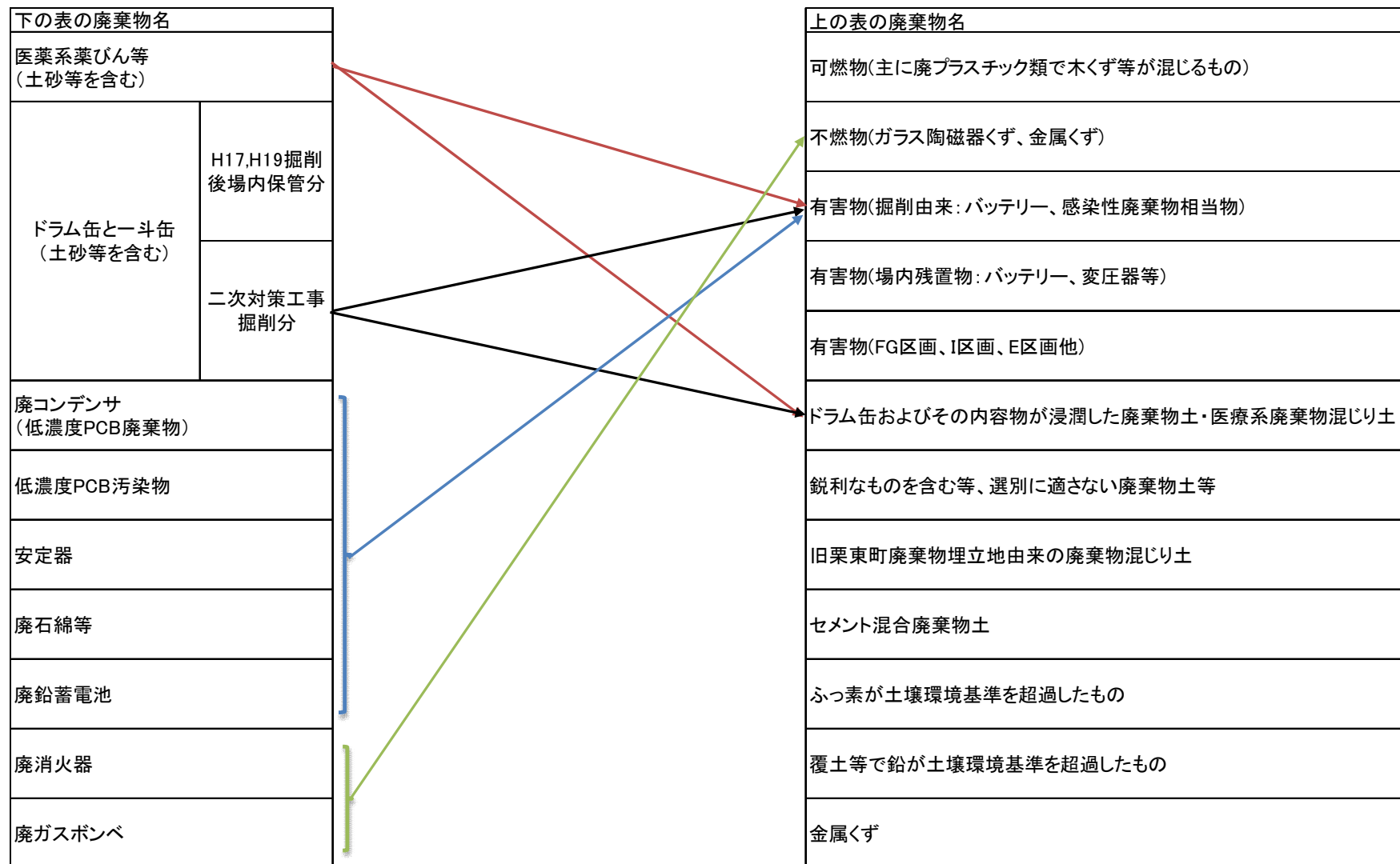
工事の妥当性検証およびその後の処置についてですが、「RD 最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」に基づき、しっかりと対策工の有効性の確認を行い、対応してまいります。

③ 廃棄物の処分実績等（資料 2 の 9 ページ）について、上の表（「二次対策工事土工・処分実績」）と下の表（「特異な廃棄物の処分および保管状況」）との関係はどのようなものか。

具体的には、下の表で示している重量等はそれぞれ上の表で示している重量等の内数になるのか。また、そうであるとすれば、下の表で示している品目は上の表ではどの項目でカウントされているのか。

⇒ 上の表は二次対策工事の掘削や廃棄物等の処分の実績を集計した表です。下の表は関心の高い特異な廃棄物を対象に、その保管量と処分量を集計した表で、どの程度処分が進んだのかを示す表としており、平成 17 年、平成 19 年に掘削し保管していたドラム缶で二次対策工事期間中に処分したものも含めてお示ししています。なお、現在保管中の廃棄物は、令和 2 年度内に適正に搬出処分する予定です。

また、上の表と下の表の関係は、下の表に記載されている「処分済重量等」の欄が上の表の内数となり、上の表と下の表の品目の対応関係は次の図のとおりです。



* 医薬系薬びん等（土砂等を含む）とドラム缶と一斗缶（土砂等を含む）は、廃棄物の性状によって、2種類に分別しています。

- ④ ドラム缶が2次対策工で約700本が出ていますが、全ドラム缶の発見箇所と、過去の住民情報とはどれくらい合致していたのでしょうか？
また、過去の電気探査結果からの、ドラム缶発見への有効性はいかがでしょうか？

⇒ 平成17年の西市道平坦部調査以来、合計795本のドラム缶を発見しています。うち二次対策工で発見されたドラム缶は453本です。

ドラム缶は、西市道沿いのD、E工区で発見されたものが多く、それ以外ではB、C工区や有害物掘削除去工で出てきたものが数割程度となっています。まだ、過去の住民情報および電気探査等の物理探査結果との精査・突合はできておりませんが、できるだけ早い時期にお示ししたいと思います。

3. 令和元年度第4回モニタリング調査結果について

- ① 場内浸透水について、各地点の調査結果をみると、Ks3層（上の層）の方が、Ks2層（下の層）よりも電気伝導度などの数値が高く、汚れているように考えられる。このことは、Ks3層（上の層）の遮水が不十分であることを示唆しているのではないかと。

⇒ Ks3層において電気伝導度が高い値を示している地点はH26-S2(2)井戸ですので、この井戸の状況について説明します。この井戸は、鉛直遮水壁の外側直近の位置にあり、鉛直遮水壁施工前後で電気伝導度やほう素の数値に大きな変化がないこと等から、遮水壁施工前の浸透水が停滞した状態になっているものと考えております。

なお、遮水の有効性については、遮水壁内外の水位等で確認する計画です。

- ② 家庭系ごみの影響について、調査結果の数値はいずれも環境基準以下とのことであるが、周辺の場所と比較して相対的にみると高い数値ではないかと。C-7地点では電気伝導度が100前後で推移しているが、これは上流側のC-8地点と比較しても2倍以上高く、処分場と関係のない地点と比較しても高い数値だと考える。現時点での県の考え方としては「家庭系ごみによる水質への影響はあるが、環境基準の超過はなく、異常な数値も出ていない。今のところ、家庭系ごみが具体的に被害を与えることはないと考えている」ということか。

⇒ 遮水壁外の家庭系ごみがC-7の電気伝導度に影響を与える可能性はあると考えていますが、現時点では、C-7の電気伝導度は相対的に高いものの有害物質は環境基準を超過していないので、家庭系ごみが具体的に被害を与えている状況にはないものと考えています。今年度も引き続き経過を注視します。

- ③ 経堂池の水質検査を工事終了後も継続していただきたいと思います。電気伝導率がKs2層の処分場下流地域と経堂池で同じ様な推移を示しております。調整池の水質は跡地に降った雨水ですので異常値が出るとは考えられません。異常値が出れば経堂池の水質検査を実施するのでは経堂池の検査は最初からしないと言っているのと同じです。工事が完璧に行われていればKs2層の水質も経堂池の水質も改善して行くものと考えます。想像では無く、水質検査を継続し報告して戴きたくお願い致します。

前回の協議会で経堂池の電気伝導率は国道が開通してから冬の融雪剤の散布が経堂池に入り悪化していると言う発言がありましたが、国道の雨水は調整池を経由して濁池（三ツ池）に入る構造となっています。融雪剤の散布の実績を国道事務所に確認し報告をお願い致します。

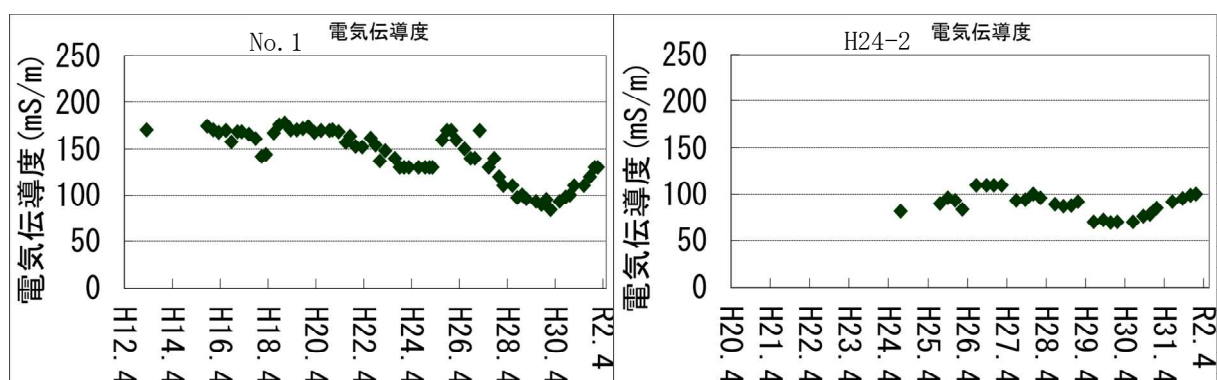


⇒ 経堂池の電気伝導度は、平成 26 年秋頃から平成 29 年頃まで上昇傾向となっており、その後は横ばいで推移しています。一方、ご指摘の旧処分場下流の Ks2 層地下水 (No. 1 や H24-2) については、下図のとおり平成 26 年頃からは減少傾向を示し、平成 30 年春頃から上昇傾向に転じており、両者の上下動の時期は異なった傾向を示しており、関連性はないものと考えております。

しかし、ご要望の趣旨もよく分かりますので、調査方法の見直しを行ったうえで、調査の継続について検討したいと思います。

また、国道 (H28. 3. 19 開通) の雨水について国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所草津維持出張所に確認したところ、「経堂池には一部の区間で路面排水が流入している構造になっている。」とのことであり、現地でも確認しました。また、「融雪剤の散布については、予防散布として塩化ナトリウムを通常 10 g /m²、積雪があると塩化カルシウムを散布しており、散布の回数は年に 1～2 回程度である。経堂池付近の側道は、現在栗東市が管理されている。」とのことでした。

なお、側道における散布について栗東市に確認したところ、「融雪剤の散布路線ではない。」とのことでした。



④ C-7、C-8、C-9 と家庭系ごみとの件で、3井戸は、家庭系ごみの影響を確認するための井戸で、C9 と C7 の間に家庭系ごみがあると思いますが、県は、C-9 の水が家庭系ごみの影響を受けて C-7 の水になっていると考えていますか？
鉄については C-7 より C-9 の方が高いようですが、県はどのように考えていますか？（30 回の資料の採水状況でも C-9 の方が赤茶色。）

⇒ C-9 付近から北方向に流れていく地下水と、C-8 付近から東方向に流れていく地下水が合流し、家庭系ごみの範囲を通過したものが C-7 付近の地下水となると考えています。そのため、C-7 と C-9 を比較すると、鉄については C-8 付近の地下水による希釈の効果を受けている可能性があると考えています。